

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項の表中「、第45条第4項第2号」を削る。

第45条第1項ただし書中「に至つた日以後」を「期間中」に、「、その日の属する月の翌月以降」を「、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月まで」に、「その日の属する年度分の市民税額のうちその日の属する月の翌月以降の」を「その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における」に、「（その日）を」（その期間の初日）に、「には、その日）を」（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日）に、「からその日）を」（からその期間の初日）に、「期間中の」を「期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における」に、「に6月末日が含まれる場合」を「の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）」に、「同日）を」（その期間の初日）に、「失業した日の前日）を」（その期間の初日の属する月の末日）に改め、「、第6号に規定する減免については、被相続人（法第9条第1項に規定する被相続人をいう。以下同じ。）に係る税額のうち当該被相続人の死亡の日以後に納期限が到来する部分の税額に」を削り、同項第1号中「その他）を」（を受ける者又は）に、「を受けている者）を」（生活保護法の規定による扶助を除く。）を受ける者（附則第100項の規定により所得割を課されない者に限る。）」に改め、同項第2号中「で市規則で定めるもの」を「（雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（市規則で定める者を除く。）をいう。）」に改め、同号ア中「1,150,000円」を「1,700,000円」に、「当該）を」（320,000円及び当該）に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号イ中「1,450,000円」を「2,100,000円」に、「当該」

を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 100分の50に相当する額の減額

第45条第1項第3号中「年中」を「年度の初日の属する年中」に改め、同号ア中「1,150,000円」を「1,700,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号イ中「1,450,000円」を「2,100,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

第45条第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者（アに該当する者を除く。） 100分の50に相当する額の減額

第45条第1項中第5号及び第6号を削り、同条第9項中「第2項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項第1号から第5号まで」を「第1項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を削り、同条第6項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項

を加える。

8 第1項の規定は、同項に規定する申請の時ににおいて、既に納付されている市民税額については、適用しない。

第45条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中第1号を削り、同項第2号中「非営利型法人並びに」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中第3号を次のように改める。

- (3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合
災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の3月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額

第45条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失することとなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

第71条第1項第1号中「土地区画整理法」を「本市が施行する土地区画整理法」に、「以下「」を「以下「本市施行の」」に改め、同項第2号及び第3号中「土地区画整理事業」を「本市施行の土地区画整理事業」に改め、同項中第4号を削り、同項第5号中「受けている」を「受ける」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5

号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号から第13号までを削る。

附則第114項中「第45条第4項第2号」を「第45条第5項第1号」に改める。

附則第133項中「第20条第3項又は第5項」を「第20条第2項」に改める。

附則第139項第1号中「関して」を「関して原子力規制委員会設置法附則第54条による改正前の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、附則第133項及び第139項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例第71条の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正前の大阪市市税条例第71条第1項第1号から第3号までの規定は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業に係る土地については、なおその効力を有する。

- (1) 平成24年12月31日までに土地区画整理法第4条第1項の土地区画整理事業の施行の認可、同法第14条第1項の土地区画整理組合の設立の認可、同条第3項の規定による事業計画の認可、同法第51条の2第1項の土地区画整理事業の施行の認可、同法第52条第1項後段の事業計画において定める設計の概要の認可又は同法第71条の2第1項の規定による事業計画の認可を受けた土地区画整理事業（本市が施行するものを除く。）
- (2) 平成24年12月31日までに土地区画整理法第66条第1項の規定により事業計画が決定された土地区画整理事業

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

市民税の減免の対象となる者及び減額の割合並びに固定資産税の減免の対象となる固定資産を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(法人の均等割の税率)

第30条の2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 アーイ 省 略 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号、 <u>第45条第4項第2号</u> 並びに附則第116項及び第121項において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。 エーオ 省 略	省 略
省 略	省 略

2-4 省 略

(市民税の減免)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められるものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。
ただし、第1号に規定する免除については、生活のため公私の扶助を受けるに至つた日以後に
期間中

納期限が到来する部分の税額(給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属する月の翌月以降 **の月割額とし、公的**
期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月まで

年金等に係る所得に係る特別徴収(以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。)の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属する年度分の市民税額のうちその日の属 **期間の初日の属する月の翌月からその期間の末**

する月の翌月以降の 支払回数割仮特別徴収税額(第51条の8第3項において読み替 **日の属する月までの間における**

えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において

同じ。) (その日 が4月1日から6月末日までの間である場合 (その期間の末日が当該期間の初日

6月末日前である場合を除く。) には、その日 の属する年度の4月1日からその日 期間の初日

の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。) 及び支払回数割特別徴収税額 (第の初日

51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。) とする。) に、第2号に規定する減免については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額 (年

金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間中の 期間の初日の属する月の

 支払回数割特別徴収税額 (その期間翌月からその期間の末日の属する月までの間における

 に6月末日が含まれる場合

の初日が4月1日から6月末日までの間である場合 (その期間の末日が当該6月末日前である

場合には、同日 の属する年度の4月1日から失業した日の前日 その期間の初日の属する月

までの間に徴収すべきものを含む。) 及び支払回数割特別徴収税額とする。) に、 第6号の末日

 に規定する減免については、被相続人 (法第9条第1項に規定する被相続人をいう。以下同じ。) に係る税額のうち当該被相続人の死亡の日以後に納期限が到来する部分の税額にそれぞれ限るものとする。

(1) 生活保護法の規定による扶助 その他 貧困により生活のため公私の扶助 (生活保護を受ける者又は

 法の規定による扶助を除く。) を受けている者 (附則第100項の規定により所得割を課されな

 受ける 受ける) 省 略

(2) 失業者で市規則で定めるもの

 (雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の

 失業状態にあると認められる者 (市規則で定める者を除く。) をいう。)

ア 前年の合計所得金額が 1,150,000円 (控除対象配偶者又は扶養親族 (以下この条において 1,700,000円

て「控除対象配偶者等」という。) を有する者にあつては、 1,150,000円 に 320,000円 及び 1,700,000円

当該控除対象配偶者等1人につき 1,110,000円 を加算した金額) 以下の者 省 略 350,000円

イ 前年の合計所得金額が $\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、 $\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円）

$\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき $\frac{1,110,000}{350,000}$ 円を加算した金額

額)以下の者(アに該当する者を除く。) 省略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。) 100分の50に相当する額の減額

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者(市規則で定める者を除く。)

ア 前年の合計所得金額が $\frac{1,150,000}{1,700,000}$ 円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、 $\frac{1,150,000}{1,700,000}$ 円)

$\frac{1,150,000}{1,700,000}$ 円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき $\frac{1,110,000}{350,000}$ 円を加算した金額

額)以下の者 省略

イ 前年の合計所得金額が $\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、 $\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円)

$\frac{1,450,000}{2,100,000}$ 円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき $\frac{1,110,000}{350,000}$ 円を加算した金額

額)以下の者(アに該当する者を除く。) 省略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。) 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額に該当する者

が1,500,000円以下のもの 100分の50に相当する額の減額

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者(アに該当する者を除く。) 100分の50に相当する額の減額

(5) 所得税法第2条第1項第32号イ、ロ及びハに規定する者

ア 前年の合計所得金額が650,000円以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が1,250,000円以下の者 100分の50に相当する額の減額

(6) 相続人（法第9条第1項に規定する相続人のうち市規則で定める者以外のものをいう。以下同じ。）

ア 前年の合計所得金額が1,150,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,150,000円に当該控除対象配偶者等1人につき1,110,000円を加算した金額）以下の者
免除

イ 前年の合計所得金額が1,450,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,450,000円に当該控除対象配偶者等1人につき1,110,000円を加算した金額）以下の者
（アに該当する者を除く。） 100分の70に相当する額の減額

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失ふこととなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

2 省 略
3

3 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。
4

(1)-(2) 省 略

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の3月までの間における支払回数割特別徴収税額（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後の支払回数割特別徴収税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から6月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額

ウ 7月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後の支払回数割特別徴収税額及び支払回数

割特別徴収税額

4 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところに
5

より、市民税を減免する。

(1) 慈善、学術その他公益事業の用に専ら供する事務所、家屋敷を有する個人で当該区内に住
所を有しないもの 免除

(2) 非営利型法人並びに公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの 省 略
(1)

(3)-(4) 省 略
(2) (3)

(5) 清算中の法人 免除（均等割に限る。）

5 第1項、第2項又は前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要
6 第3項

があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

6 第1項及び第2項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。
7 第3項

7 第1項の場合において、同項第3号の規定については、6月30日の現況によるものとし、同
項第4号及び第5号の規定については、賦課期日の現況によるものとする。

8 第1項の規定は、同項に規定する申請の時に、既に納付されている市民税額について
は、適用しない。

8 納税義務者が、第1項第1号から第5号までに掲げる事項の2以上に該当するときは、その
9 各号

うち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

9 納税義務者が、第2項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち減免率の最も
10 第3項

大きい事項の1を適用するものとする。

(固定資産税の減免)

第71条 固定資産税は、申請に基づき、次の各号の定めるところによりこれを減免する。

(1) **本市が施行する**土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「**本市施行**
の土地区画整理事業」という。）により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に
供されたため使用収益することができない土地 省 略

(2) **本市施行の**土地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全

部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。） 省 略

(3) **本市施行の土地区画整理事業により、過少宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもつて清算される土地（使用収益している部分を除く。）** 省 略

(4) 公共事業実施のため、使用収益することができない土地 使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から使用収益することができるに至った日の属する月までの月割の方法による減額

(5) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及び
(4) 受ける

その敷地（当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ70平方メートルを超えない部分に限る。） 省 略

(6) 省 略

(5)

(7) 建築基準法第42条第1項第4号に該当する道路の予定地で使用収益していない土地 その土地に対する同号の指定のあつた日の属する月の翌月から月割の方法による減額

(8) - (9) 省 略

(6) (7)

(10) 大阪市土地開発公社が買収又は収用により取得した固定資産 当該固定資産が引き渡された日の属する月の翌月から月割の方法による減額

(11) 大阪市土地開発公社の事業により移転補償の対象となつた固定資産 当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月から月割の方法による減額

(12) 相続税法第41条第1項の規定により物納の許可を受けた固定資産 物納の許可を受けた日の属する月の翌月から月割の方法による減額

(13) 沈没した船舶 沈没した日の属する月の翌月から月割の方法による減額

2 - 4 省 略

附 則

1 - 113 省 略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例）

114 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項から附則第116項まで及び附則第119項から第121項までにおいて「整備法」という。）第40条第1項の規定により存

続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、附則第116項及び第119項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（附則第116項及び第119項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第294条第6項、法第296条第1項第2号及び第2項並びに第45条第4項第2号の規定を適用する。

第5項第1号

115-132 省 略

133 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項又は第5第2項

項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第139項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長第2項

又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第139項第1号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの（以下この項において「対象区域内住宅用地」という。）の同日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定（第61条の2及び第64条の2第2項各号の規定を除く。）を適用する。この場合において、

同条第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「附則第133項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

134-138 省 略

139 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる自動車で法附則第52条第2項に規定する政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認める軽自動車の取得をした場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、軽自動車税を課さない。

(1) 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して**原子力規制委員会設置法附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた法第113条第1項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの**

(2)-(3) 省 略

140-148 省 略